

学校生活支援員

採用予定日／令和3年4月1日

勤務場所／練馬区立小中学校

応募資格

次の①～③のいずれかに該当する方

- ① 教員免許をお持ちの方
- ② 保育士、介護福祉士、心理士資格等をお持ちの方
- ③ その他、学校教育や障害者施策等に関する知識・経験を有する方

職務内容

配慮が必要な児童・生徒の支援のために、以下の①～③の職務を行う。

① 授業中の児童・生徒に対する学習支援

- 例）・教室を飛び出す、席につかないなど、授業に集中できない児童・生徒への声掛けや見守り
- ・読み取りや書くこと、聞くことに困難を示す児童・生徒に対する支援（授業の指導内容を分かりやすく伝える）

② 児童・生徒の移動および日常生活上の介助

- 例）・車いすの児童・生徒に対する乗降時や移動時の介助
- ・食事、衣服の着脱、排泄の介助
 - ・運動会や学習発表会等の学校行事での介助・見守り
 - ・校外学習時の移動介助・付添い
 - ・てんかんのある児童・生徒の様子の把握

③ 特別支援教育（※）の推進や学級経営の安定に関すること

- 例）・校内委員会（児童・生徒の実態把握、支援方針の検討等を行う会議）への参加
- ・個別指導計画（個々の児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導目標・内容・方法などをまとめた計画）の作成・活用への参画
 - ・他の児童・生徒の障害等への理解促進

※「特別支援教育」とは、従来の心身障害教育（特殊教育）の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

勤務条件

- ① 任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日の1年間
※4回まで再任可（任期更新選考あり）。
- ② 勤務日 月17日
- ③ 勤務時間 1日7時間（別途休憩45分）
時間帯は下記シフト（予定）から学校と相談して選択
(1)8時～15時45分 (2)8時15分～16時
(3)8時30分～16時15分
※授業のある第2土曜日および学校行事のある土曜日は勤務する場合あり
- ④ 報酬 時給1,341円（地域手当相当額を含む）
※採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その金額による。
※付加報酬あり（通勤費相当分として、区の基準により算出した額）。
※この他に期末手当の支給あり。
- ⑤ 有給休暇 1年目の付与日数は10日間
- ⑥ 社会保険 下記の社会保険等に参加
・健康保険 ・介護保険（40歳以上65歳未満の方のみ）
・厚生年金保険（70歳未満の方のみ） ・雇用保険

採用予定数

30名

欠格事項

- 次の①～④のいずれかに該当する方は、採用選考を受けることができません。
- ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 国または地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

選考方法

- 【一次選考】 書類選考（履歴書および課題作文）
- 【二次選考】 面接選考（一次選考合格者のみ1月30日(土)に実施予定。
面接日時の指定は不可）

結果通知

- 【一次選考】 1月22日頃に合否に関わらず郵送にて通知
- 【二次選考】 2月中旬頃に合否に関わらず郵送にて通知

応募方法

令和3年1月8日（必着）までに、別紙履歴書および課題作文用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送で下記申込先に提出してください。

※応募資格の①または②に該当する方は、免許状等の写しを併せて提出してください。

申込先・問合せ **練馬区教育委員会事務局 教育指導課 管理係**

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 区役所本庁舎 12階
電話：03-5984-5746（直通）